

木曾川サイクルツーリズム社会実験  
木曾川トレーラーハウス活用参加者  
募集要項

2026年4月

一宮市まちづくり部 公園緑地課

## 目次

1.	木曾川沿川まちづくりの取り組みについて.....	1
2.	トレーラーハウスを活用した社会実験について.....	1
3.	実施場所・施設の概要等.....	2
(1)	実施場所.....	2
(2)	実施期間.....	2
(3)	施設概要.....	2
(4)	営業可能時間.....	3
(5)	使用料等.....	4
(6)	販売内容・実施内容.....	4
(7)	設備について.....	5
(8)	運営方法.....	5
(9)	その他要件.....	6
(10)	申込の流れ.....	6
(11)	お問い合わせ.....	7

## 1. 木曽川沿川まちづくりの取り組みについて

本市では、「一宮市緑の基本計画」において、緑とオープンスペースの整備・保全に関する取組みを推進しており、この施策の一つとして、木曽川を基軸とした水と緑のネットワークの形成を掲げています。これまで、木曽川沿いに位置するサイクリングロードの整備に取り組んできており、のどかな風景や自然の中でサイクリング等を楽しみながら、各地域の拠点を周遊することができるサイクルツーリズムの観点も踏まえ、木曽川の魅力向上や新たな賑わいづくりの取組みの検討を進めています。

## 2. トレーラーハウスを活用した社会実験について

北方広場において木曽川沿川の新たな魅力づくりやサイクリストの受け入れ環境の充実等を図るため、サイクルツーリズムの一環としたトレーラーハウスを活用した社会実験・イベントを行います。本実験においては、イベント時の利用だけでなく、日常利用・運営の観点からも検証を行います。

施設の利用にあたっては以下の運用をしています。

### （施設の利用）

- ◇ 木曽川沿川の賑わい、地域振興、サイクルツーリズムの支援や施設の整備・管理・利活用方法の検討の目的以外に使用してはならない。
- ◇ 一宮市の了承を得たものであること。

### （利用許可の申請）

- ◇ 利用申請書を提出し許可を受けなければならない。
  - ※ 公の秩序又は善良の風俗をみだすおそれがあると認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは許可しない。

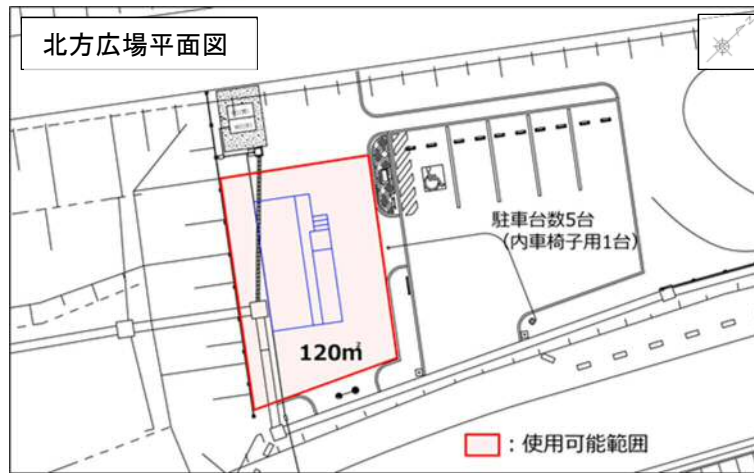
### （禁止行為）

- ◇ 承諾を得ていない物品の販売、宣伝広告紙等の配布や掲示
- ◇ 種々の思想に関する啓発活動のほか類似行為
  - ※ その他施設に相応しくないこと

### 3. 実施場所・施設の概要等

#### (1) 実施場所

北方広場（一宮市北方町）



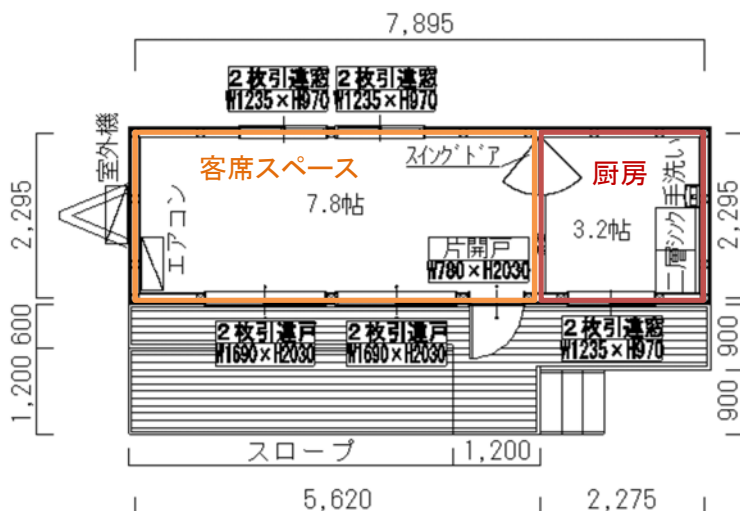
#### (2) 実施期間（予定）

2026年6月1日（月）～2026年7月12日（日）

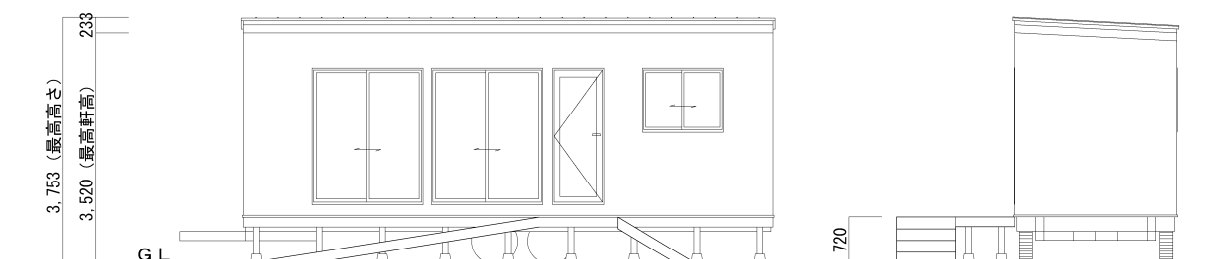
（準備期間：5月25日～31日、片付け期間：7月13日～19日）

#### (3) 施設概要

- ・本社会実験では、飲食や物販営業等を想定したトレーラーハウス1台を設置します。
- ・トレーラーハウス周辺には木製デッキやテーブルセット等の設置を予定していますが、店舗での独占利用としてではなく、来場者やサイクリング利用者の滞留スペースとして活用します。
- ・現地には仮設トイレ（2台）があります。



トレーラーハウス(立面図)  
S=1/50



#### (4) 営業可能時間

##### <営業可能時間>

- ・営業可能時間は 9 時～19 時頃を予定しています。ただし、店舗の利用内容等に応じて協議により決定します。
- ・本事業はサイクルツーリズム推進に向けた社会実験として実施するものであるため、事業趣旨をご理解のうえ、運営へのご協力をお願いいたします。
- ・実施期間中の 7 月 7 日（火）は、北方広場でミズベリング138事業のひとつとして【水辺で乾杯2026】を開催する予定です。

##### <利用期間>

- ・利用期間は実施期間である 6 週間の継続利用を基本とします。1 週間単位（月～日）での申し込みも可能ですが、長期に渡り継続的な営業が可能な応募者を優先する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・応募者多数の場合は、申請内容（営業内容や営業希望日等）を総合的に勘案し、利用者を選定します。また、複数の事業者による利用となる場合は、1 週間単位での利用期間を調整することがあります。そのため、ご希望の日時に沿えない場合がありますので、ご理解をお願いします。

##### <営業日>

- ・営業日や営業曜日については、個別に協議のうえ決定します。週末のみの営業も可能としますが、平日を含めて連日営業が可能な応募者を優先する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## (5) 使用料等

- ・利用にあたっては、以下の使用料の支払いをお願いします。
- ・支払方法は振込みでお支払いください。

### ◆売上金の取扱い及び報告について

- ・売上金の取扱いについては、利用者にて管理していただきます。万が一、売上金の紛失等が発生した場合も、保証は致しかねます。
- ・社会実験として今後のまちづくりの参考とさせて頂くため、**来店者数や売上状況を必ず報告をお願いします。**

使用料	電気使用料、水道使用料：利用量に応じて請求（メーター有） 施設利用料：9,480円/月 2,370円/週
-----	--

- ・一度に1店舗の営業を想定していますが、複数名での共同出店なども可能です。
- ・営業に際し許認可等を必要とする業種については許可証のご提出をお願いします。

## (6) 販売内容・実施内容

期間中、サイクルツーリズムに関するイベントの開催を予定しており、**トレーラーハウスによる営業・販売等との連携による効果が期待**できる応募を優先させていただきます。

以下、要件については社会実験の実施状況を踏まえて変更する場合があります。

### <共通>

- ・サイクリング利用者だけでなく、地域住民が日常利用できるようなものの提供をお願いします。
- ・トレーラーハウス内に限らず、屋外エリアも一体的な空間活用による運営も可能です。
- ・ご自身が営業される際に、社会実験実施エリアを活用したプログラム等が実施される場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・安全面の観点から、屋外での焚火や子どもの託児機能の提供は禁止とさせていただきます。
- ・看板やサイン類の掲示については、周辺景観に配慮する必要があるので、事前にご相談ください。
- ・営業に際し許認可等を必要とする業種については許可証のご提出をお願いします。
- ・販売内容・実施内容については、事務局や関係機関による確認を経て決定します。本社会実験の趣旨にそぐわない、安全面の問題で許可できないなど、ご希望に添えない場合がありますので、ご理解ください。
- ・著作権、商標権等の権利侵害（無断でのキャラクター使用、不正な模倣品の販売等）が生じないように、応募者の責任において適切に管理してください。

### <飲食利用の場合>

- ・飲食営業を行う場合は、応募者自らが「臨時営業許可」を取得のうえで営業していただきます。
- ・提供可能なメニューは、簡易な調理を伴うものに限り、アルコール類の販売は禁止します。
- ・販売内容については、必ず申請書に記載をしてください。内容によっては、安全面・衛生面等の理由からお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、販売内容に変更が生じる場合は、必ず事前に主催者へご相談ください。

## (7) 設備について

区分	内容
基本設備	冷暖房エアコン、照明、給水設備を設置しています。
電源	100V、200Vのコンセントを設置しています。契約容量50A
備品	陳列棚やテーブル等は設置していないので、必要な備品は各自で持参・設置してください。
備品（飲食）	食器類及び調理、提供に必要な備品は設置していないので、各自でご用意ください。
飲食営業設備	営業許可の取得に必要な設備（2層シンク、手洗い設備等）を設置します。
調理機器	加熱調理を行う場合は、カセットコンロ等の機器を各自でご用意ください。
排水	タンク式排水となり、直接排水設備はありません。排水用タンクを各自で用意し、排水は持ち帰りのうえ適切に処理してください。
トイレ	施設内にトイレはありません。隣接仮設トイレ（2基）を設置しています。

## (8) 運営方法

- ① 鍵の管理  
貸与する鍵は、出店者の責任において適切に管理してください。
- ② 清掃について  
利用後は必ず清掃をお願いします。
- ③ ゴミの処理  
調理・販売等で発生したごみは、各自で持ち帰り、適切に処理してください。
- ④ 食品衛生面  
飲食物の提供にあたっては、衛生管理及び品質管理を徹底し、出店者の責任において営業を行ってください。食中毒や食品販売に起因する事故等について、当市は一切の責任を負いません。必要に応じて、各自で保険への加入をお願いします。  
また、営業中は必ず食品衛生責任者を配置してください。
- ⑤ 修繕について  
出店者の過失でトレーラーや備品等を破損・汚損した場合は、修繕等により復旧してください。
- ⑥ 原状回復  
営業終了後、持ち込んだ設備機器及び什器類は速やかに搬出し原状回復をお願いします。
- ⑦ 貴重品管理  
当施設に持ち込まれた展示品、備品、貴重品等の盗難・破損及び人身事故について、当市は責任を負いません。各自の責任において適切に管理してください。
- ⑧ 社会実験に係る報告  
社会実験の検証のため、営業終了時に売上や利用人数、アンケート等を所定の様式によりご報告いただき、必ずご提出ください。
- ⑨ その他  
営業にあたっては、騒音や臭気等に留意し、近隣住居への配慮を行いながら運営してください。

## (9) その他要件

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員または暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者に該当しない。
- ② 反社会的勢力の支配または影響を受けている者、もしくは反社会的勢力を利用している者であって、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説の流布、偽計または威力による信用毀損行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行う者に該当しない。（第三者を利用して行う場合も含む。）

## (10) 申込の流れ

### ① Googleフォームよりお申込み

所定のGoogleフォームに必要事項をご入力の上、**2026年5月13日（木）12時まで**にお申し込みください。

#### <主な入力項目>

- ・ 出店者名（法人名／屋号）
  - ・ 代表者氏名／連絡先（電話・メール）
  - ・ 企画内容（販売品目、サービス内容等）
  - ・ 食品営業の有無／提供工程
  - ・ 使用予定設備（火気使用の有無等）
  - ・ 希望利用期間／希望営業曜日／希望営業時間
  - ・ 営業許可証、資格証明書（業態により許可が必要なもの）の写し（後日提出）
- ※共同出店をご希望の場合は、代表者が必要な書類を提出ください。

### ② 出店内容の確認・ヒアリング

事務局にて出店内容を確認し、必要に応じて以下の対応を行います。

- ・ 出店内容の詳細確認（取扱品目、安全性等）
- ・ レイアウト、配置に関する調整
- ・ 衛生管理や安全対策に関する確認
- ・ 追加資料等の提出依頼（許可証、写真等）

※内容により、メールまたは電話にてご連絡いたします。

### ③ 出店可否の通知・日程の確定

審査・調整完了後、事務局より出店可否をご連絡いたします。

※原則として、通知後3日以内に参加意思の最終確認をお願いいたします。

### ④ 覚書の提出

出店確定後、覚書をご提出いただきます。

#### <主な確認事項>

- ・ 出店ルールの遵守
- ・ 衛生管理及び事故防止対策の徹底
- ・ ゴミ処理、原状回復の義務 など

申込フォーム



(11)お問い合わせ

事務局：株式会社テイコク

Mail : machizukuri@teikoku-eng. co. jp

TEL : 052-581-6318

担当：太田、阪野